

標準報酬月額 の 定時決定を 行います



平成 27 年 10 月から標準報酬制に移行した
ことにより、毎月ご負担いただいている掛金・
保険料は、標準報酬月額を基に算定しています。

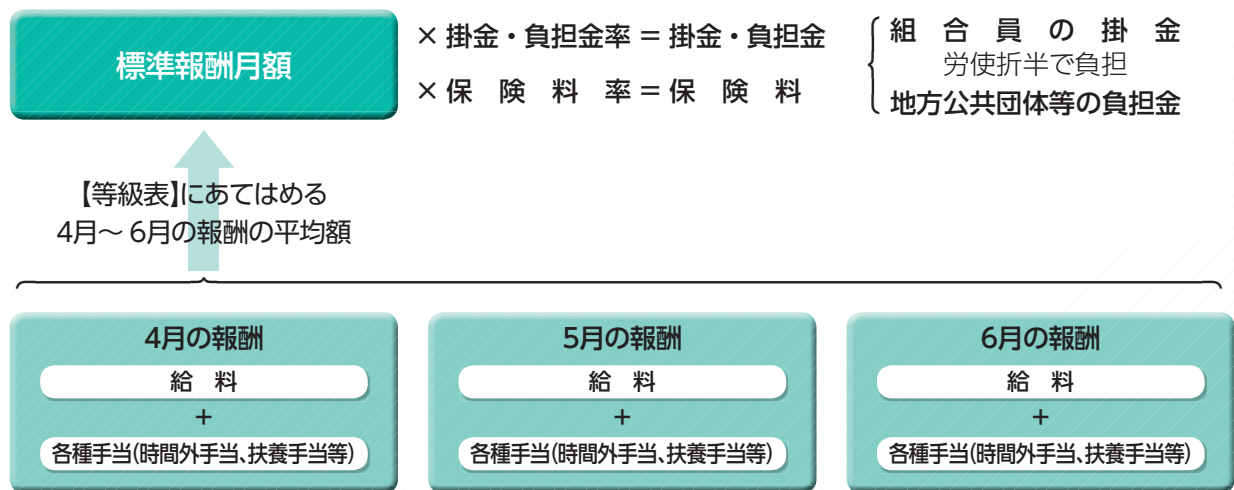
定時決定とは、既に決定されている標準報酬
月額と組合員の皆さんが実際に受けている報酬
との間に大きな差が生じないように、毎年 7 月
1 日現在の組合員である方について、4 月、5 月、
6 月の 3 ヶ月間に受けた報酬を基に標準報酬月
額を決定することをいいます。

定時決定により決定された標準報酬月額は、
その年の 9 月から翌年の 8 月まで適用されます。

定時決定による標準報酬月額の算定方法

定時決定は共済事務担当課から報告いただく給与情報に基づき行います。

なお、育児部分休業や育児短時間勤務により報酬が減額される場合は、実際に支給された税金等控除前の報酬に
より算定します。



(例)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
報酬	22万円	23万円	24万円	23万円	22万円	23万円
標準報酬月額	昨年10月からの標準報酬月額					24万円

(22万円+23万円+24万円)÷3=23万円
23万円を標準報酬等級表にあてはめると、標準
報酬月額24万円

※等級表上、報酬平均額23万円以上25万円未
満は標準報酬月額24万円
本年9月から標準報酬月額は24万円に決定

定時決定の対象とならない方

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月から随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定が行われる方

※これらの場合は、資格取得時または随時改定等による標準報酬月額が翌年の8月まで適用されます。

保険者算定

4月、5月、6月において、報酬の全部または一部が支給されない月や賃金の支払基礎日数が17日未満の月がある場合等、通常の方法により算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、共済組合が適当と認めた方法で算定します。これを保険者算定といいます。

【一部の月を除いて算出した報酬月額により算定】

次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いた報酬月額により算定します。

- ・欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日が属する月において、支払基礎日数が17日未満の場合。
- ・欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない月がある場合。
- ・休職者給与を受けることにより報酬の一部が支給されない日が属する月がある場合。



【従前の報酬月額から算定】

4月、5月、6月の各月とも、次のいずれかに該当する場合は、従前の標準報酬月額と同額となります。

- ・支払基礎日数が17日未満である場合。
- ・欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない場合。
- ・休職者給与を受けることにより報酬の一部が支給されない日がある場合。

【年間平均による保険者算定】

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法により標準報酬月額を決定することが著しく不当であると認められる場合には、年間平均による保険者算定を行うことができます。

〈年間平均による保険者算定が認められる要件〉

次の①～③のすべてを満たしていることが必要です。

- ①4月から6月の平均により算定した標準報酬月額と、前年7月から当年6月の報酬の平均により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること。
- ②2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
※「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。
- ③年間平均による保険者算定について、組合員が同意をしていること。

年間平均による保険者算定を行う場合には、所属所からの申立書および所属所が作成する「標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較および組合員の同意書」が必要になります。該当する方は、共済事務担当課より同意書の記入を求められますので、同意される場合は署名・捺印してください。

- ・標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、傷病手当金や育児休業手当金等の短期給付や将来受給する年金の算定にも用いられるため、ご自身が受ける給付額に反映します。
- ・4月から6月に固定的給与が変動することにより7月から9月までに随時改定の対象となった場合は、定時決定よりも随時改定が優先されるため、年間平均による保険者算定の対象とはなりません。



定時決定の算定結果のお知らせ

定時決定により決定した標準報酬月額については、所属所経由で配付する「標準報酬決定・改定通知書」にてご確認ください。